

添付法令資料 1 :

モロッコにおける労働者の健康・安全を脅かすおそれのある器具・機械の使用条件を定める 2013 年 11 月 25 日付政令第 2-12-236 号 (目次)

- 第 1 章 定義及び総則 (第 1 条～第 8 条)
- 第 2 章 設置、使用及びメンテナンス (第 9 条～第 21 条)
- 第 3 章 電力を使用する器具・機械の設置、使用及びメンテナンス (第 22 条～第 25 条)
- 第 4 章 市場への流通とその停止を扱うサービス機関 (第 26 条～第 31 条)
- 第 5 章 保護手段及び器具・機械の検査 (第 32 条～第 46 条)
- 第 6 章 労働者に対する情報提供及び教育 (第 47 条～第 53 条)

添付法令資料 2 :

韓国国民の刑事裁判参与に関する法律 (目次)
2017 年 7 月 26 日法律第 14839 号により一部改正 同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 4 条)
- 第 2 章 対象事件及び管轄 (第 5 条ないし第 11 条)
- 第 3 章 陪審員
 - 第 1 節 総則 (第 12 条ないし第 15 条)
 - 第 2 節 陪審員の資格 (第 16 条ないし第 21 条)
 - 第 3 節 陪審員の選定 (第 22 条ないし第 31 条)
 - 第 4 節 陪審員の解任等 (第 32 条ないし第 35 条)
- 第 4 章 国民参与裁判の手續
 - 第 1 節 公判の準備 (第 36 条及び第 37 条)
 - 第 2 節 公判手續 (第 38 条ないし第 45 条)
 - 第 3 節 評議・評決・討議及び判決宣告 (第 46 条ないし第 49 条)
- 第 5 章 陪審員等の保護のための措置 (第 50 条ないし第 53 条)
- 第 6 章 研究組織 (第 54 条及び第 55 条)
- 第 7 章 罰則 (第 56 条ないし第 60 条)
- 附則

添付法令資料 3 :

商工会議所に関する 1995 年 10 月 24 日付モンゴル国法律 (目次)
2015 年最終改正

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 会議所の任務、権限及びシステム (第 4 条ないし第 7 条)
- 第 3 章 会議所の発起設立及び登記並びに会議所定款 (第 8 条ないし第 10 条)
- 第 4 章 会議所の財務及び財産上の責任 (第 11 条及び第 12 条)
- 第 5 章 会議所の活動の終了 (第 13 条及び第 14 条)

添付法令資料 4 :

輸出及び輸入活動における商品支払方法及び商品引渡方法に関する
2017 年 7 月 21 日付インドネシア共和国政令 No.29 (目次)
同月 24 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 商品に係る支払方法 (第 3 条ないし第 6 条)
- 第 3 章 商品に係る引渡方法 (第 7 条ないし第 10 条)
- 第 4 章 監督 (第 11 条)
- 第 5 章 行政処分 (第 12 条及び第 13 条)
- 第 6 章 終則 (第 14 条ないし第 16 条)

添付法令資料 5 :

ベトナム中小企業援助法 (目次)
17.06.12 可決 法律第 04/2017/QH14 号 / 18.01.01 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 7 条)
- 第 2 章 中小企業援助の内容
 - 第 1 目 一般的援助 (第 8 条ないし第 15 条)
 - 第 2 目 家庭経営から転換する中小企業スタートアップ中小企業及び事業連結群又は価値チェーンに参加する中小企業の援助 (第 16 条ないし第 20 条)
- 第 3 章 中小企業援助活動における責任 (第 21 条ないし第 32 条)
- 第 4 章 施行条項 (第 33 条ないし第 35 条)